

議案第二十六号

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日
教育委員会議案資料 No. 7

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第一項とし、同項に見出しを付し、付則に見出し及び一項を加える改正規定中「第二条第一項及び第三条第一項」を「第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年教育委員会規則第二十六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の見出し及び一項を加える。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の見出し及び一項を加える。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項及び第三条第一項に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>（後略）</p>